

新旧対照表

※ 下線部分が改正部分

横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものに設ける建築設備の検査の項目等						
旧				新		
(本文省略) 別表第1				(本文省略) 別表第1		
	(あ) 平成20年国土交通省告示第285号別表第1		(い) 第2ただし書により読み替えるもの		(あ) 平成20年国土交通省告示第285号別表第1	(い) 第2ただし書により読み替えるもの
地下街の各構え	3 (1) の項 (に) の欄	令第112条第20項	令第112条第20項(令第128条の3第5項の規定により準用する場合を含む。)	3 (1) の項 (に) の欄	令第112条第21項	令第112条第21項(令第128条の3第5項の規定により準用する場合を含む。)
	3 (2) の項 (に) の欄	平成12年建設省告示第1376号第1	平成12年建設省告示第1376号第1 (令第128条の3第5項の規定により令第112条第20項を準用する場合を含む。)	3 (2) の項 (に) の欄	平成12年建設省告示第1376号第1	平成12年建設省告示第1376号第1 (令第128条の3第5項の規定により令第112条第21項を準用する場合を含む。)
	3 (5) の項 (に) の欄	平成12年建設省告示第1376号第3	平成12年建設省告示第1376号第3 (令第128条の3第5項の規定により令第112条第20項を準用する場合を含む。)	3 (5) の項 (に) の欄	平成12年建設省告示第1376号第3	平成12年建設省告示第1376号第3 (令第128条の3第5項の規定により令第112条第21項を準用する場合を含む。)
	3 (7) の項 (に) の欄	平成12年建設省告示第1376号第2	平成12年建設省告示第1376号第2 (令第128条の3第5項の規定により令第112条第19項及び第20項を準用する場合を含む。)	3 (7) の項 (に) の欄	平成12年建設省告示第1376号第2	平成12年建設省告示第1376号第2 (令第128条の3第5項の規定により令第112条第20項及び第21項を準用する場合を含む。)

	3 (8) の項 (に) の欄	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に適合しないこと。熱感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第2第2号ロ(2)の規定に適合しないこと。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2) (令第128条の3第5項の規定により令第112条第18項を準用する場合を含む。) に適合しないこと。熱感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第2第2号ロ(2) (令第128条の3第5項の規定により令第112条第18項を準用する場合を含む。) の規定に適合しないこと。		3 (8) の項 (に) の欄	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に適合しないこと。熱感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第2第2号ロ(2)の規定に適合しないこと。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2) (令第128条の3第5項の規定により令第112条第19項を準用する場合を含む。) に適合しないこと。熱感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第2第2号ロ(2) (令第128条の3第5項の規定により令第112条第19項を準用する場合を含む。) の規定に適合しないこと。
--	-----------------	---	---	--	-----------------	---	---

別表第2

	(あ) 平成20年国土交通省告示第285号別表第2	(い) 第2ただし書により読み替えるもの
地下街の各構え	1 (31) の項 (ろ) の欄 令第112条第19項	令第112条第19項(令第128条の3第5項の規定により準用する場合を含む。)

別表第2

	(あ) 平成20年国土交通省告示第285号別表第2	(い) 第2ただし書により読み替えるもの
地下街の各構え	1 (31) の項 (ろ) の欄 令第112条第20項	令第112条第20項(令第128条の3第5項の規定により準用する場合を含む。)

(省略)

(省略)

別表第3

	(あ) 平成20年国土交通省告示第285号別表第3		(い) 第2ただし書により読み替えるもの
地下街の各構え	2(4)の項(に)の欄	令第112条第19項又は第129条の2の4第1項第7号	令第112条第19項(令第128条の3第5項の規定により準用する場合を含む。)又は令第129条の2の4第1項第7号(令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)
	5(1)の項(に)の欄及び(7)の項(に)の欄並びに6(1)の項(に)の欄	令第112条第19項若しくは第20項又は令第129条の2の4第1項第7号	令第112条第19項若しくは第20項(これらの規定を令第128条の3第5項の規定により準用する場合を含む。)又は令第129条の2の4第1項第7号(令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)
(省略)			

別表第3

	(あ) 平成20年国土交通省告示第285号別表第3		(い) 第2ただし書により読み替えるもの
地下街の各構え	2(4)の項(に)の欄	令第112条第20項又は令第129条の2の4第1項第7号	令第112条第20項(令第128条の3第5項の規定により準用する場合を含む。)又は令第129条の2の4第1項第7号(令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)
	5(1)の項(に)の欄及び(7)の項(に)の欄並びに6(1)の項(に)の欄	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第7号	令第112条第20項若しくは第21項(これらの規定を令第128条の3第5項の規定により準用する場合を含む。)又は令第129条の2の4第1項第7号(令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)
(省略)			